

まつさか E-co-to ネットワーク登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市環境基本条例（平成17年松阪市条例第149号）の基本理念にのっとり「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の形成を図るため、環境にやさしい行動を実践する市民及び組織が連携するまつさか E-co-to ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の会員登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第2条 会員として登録することができる者は、松阪市内において、松阪市環境基本計画等に定める環境保全活動に取り組む次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者
- (2) 団体
- (3) 教育機関
- (4) 市民

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、会員として登録できないものとする。

- (1) 松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）第2条に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とする者
- (3) その他市長が会員として登録することが適当でないとする者

(登録の申請)

第3条 会員の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まつさか E-co-to ネットワーク登録申請書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、登録の可否について審査し、登録することを決定したときは、まつさか E-co-to ネットワーク登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を申請者に交付し、登録しないことを決定したときは申請者に文書で通知するものとする。なお、前条第1項第4号に掲げるものに対しては、文書による通知のみを行うこととし、登録証の交付をしないものとする。

(登録事項の変更)

第4条 会員は、登録事項に変更があった場合は、速やかにまつさか E-co-to ネットワーク登録事項変更申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、登録事項を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第5条 登録の取消しをしようとする会員は、まつさか E-co-to ネットワーク登録取消申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申出があった場合は、登録を取り消すものとする。
- 3 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。
 - (1) 登録事項に偽りがあった場合
 - (2) この要綱に定める要件を満たさなくなったと認められる場合
 - (3) その他市長が会員としてふさわしくないと判断した場合
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、当該会員に文書で通知するものとする。
- 5 会員は、登録の取消し又は抹消を受けた場合は、速やかに登録証を市に返還しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第6条 会員は、ネットワークの活動の趣旨の範ちゅうで使用する場合に限り、ロゴマークを使用することができる。ただし、ロゴマークを印刷した物品を製作する場合は、まつさか E-co-to ネットワークロゴマーク使用許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(市の支援等)

第7条 市長は、会員に対して、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 環境保全活動に関する情報の提供
- (2) 市ホームページ、各種広報媒体等における活動内容の紹介
- (3) 市が実施する環境講座への登録
- (4) 市が実施する環境啓発イベント等への出展
- (5) 市内の道路、公園等の公共の場における清掃活動で発生したごみの処理に係る費用の免除
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 前項第5号の免除を受けようとする会員は、当該清掃活動の実施後、まつさか E-co-to ネットワーク清掃活動実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 ネットワークの庶務は、環境生活部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。